

財務省告示第三百六十六号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条の三第一項の規定に基づき、平成十六年（一千四年）新潟県中越地震についての特定災害の指定及びこれにより相当な損害を受けた地域の指定に関する件（平成十六年十一月財務省告示第四百七十五号）の一部を次のように改正し、平成十七年十月十日から適用する。ただし、南魚沼郡塩沢町を削る部分は、同月一日から適用する。

平成十七年九月三十日

財務大臣 谷垣 祼一

平成十六年（一千四年）新潟県中越地震についての特定災害の指定及びこれにより相当な損害を受けた地域の指定に関する件（平成十六年十一月財務省告示第四百七十五号）の表新潟県の項中「六分」の下に「、赤館、安尻、漆山、越前浜、柿島、角田浜、角海浜、潟頭、上木島、河井、五ヶ浜、桜林、下木島、下和納、新保新田、竹野町、稻島、中郷屋、並岡、仁箇、布目、葉萱場、羽田、東汰上、平沢、福井、伏部、堀山新田、前田、巻、巻東町、巻大原、巻栄町、巻舟戸、松郷屋、松野尾、松山新田、馬堀、峰岡、山島、四ツ郷屋、鶯ノ木、割前」を加え、「西蒲原郡巻町」及び「南魚沼郡塩沢町」を削る。